

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	H23.4.1	青写真焼付 (単価契約)	青写真焼付 ・A3 20円 ・A2 36円 ・A1 61円 ・A0 129円 ・A0A2 169円 ・A0A1 190円 ・2A0 258円 ・2A0A1 319円 折り方 ・A1 10円 ・A0 30円 PPCコピー ・A2 150円 ・A1 300円 ・A0 500円 ・A0A2 650円 ・A0A1 800円 ・2A0 1000円 ・2A0A1 1300円 シャットフィルム ・A3 600円 ・A2 900円 ・A1 1800円 ・A0 3600円 ・A0A2 4500円 ・A0A1 5400円	島原市新湊2丁目丙1713-23 (有)事務機の島原エビス 代表取締役 大矢保考	当該契約は、青写真焼付等の集配や納品を迅速かつ正確に行う必要があることから島原振興局周辺に事務所がある専門業者に限定される。島原市内及び管内に青写真焼付を行っている業者は(有)事務機の島原エビスだけであるので、当該業者と随意契約を行った。	第167条の2 第11項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
				カラーコピー ・A2 2000円 ・A1 4000円 ・A0 8000円 カラーコピー縮小 ・A1-A3 2500円 ・A0-A3 5000円 PPC縮小 ・A1-A3 500円 ・A0-A3 900円 PPC縮小(シャツ) ・A1-A3 600円 ・A0-A3 1100円 カラーデータ出力 ・A2 1000円 ・A1 1700円 ・A0 3500円 ・A0A2 4200円 ・A0A1 5200円 モノクロデータ出力 ・A2 200円 ・A1 400円 ・A0 600円 ・A0A2 800円 ・A0A1 1000円 ・2A0 1200円 ・2A0A1 1300円 (税別)				
2	島原振興局	建設部 管理課	H23.4.1	小浜港及び多比良港 緑地管理業務委託	2,169,300	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	港湾管理者には、港湾の適正な維持管理を行う責務があり、通常予想される危険防止措置や、施設の設定又は管理の瑕疵による事故を防ぎ安全確保を図る必要がある。小浜港及び多比良港の管理事務は、長崎県の事務処理の特例に関する条例等により、雲仙市が知事の権限に属する事務の一部を行っていることから、当該緑地管理についても、同市において一体的に行ったほうがよいと判断し1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H23.4.1	一般国道251号交通安全施設等整備工事 (監督補助業務)	15,372,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工/ウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
4	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H23.4.1	一般国道251号橋梁整備工事(監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工/ウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
5	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H23.4.27	主要地方道小浜北有馬線交通安全施設等整備工事(仮橋管理・撤去)	15,225,000	雲仙市小浜町7-22 宅島建設(株) 代表取締役 宅島 壽雄	本工事の仮橋は、主要地方道小浜北有馬線交通安全施設等整備工事(平成21年8月31日付けで宅島建設(株)と契約)において、西正寺橋A2の建設工事のために設置し、西正寺橋の完成まで仮設道路として使用している。 本工事は、仮橋の維持管理、鋼材の賃貸借及び西正寺橋完成後の仮橋撤去を行うものであるが、本仮橋は、宅島建設(株)が建設資材リース会社から賃貸借しているリース物件として占有していることから、他者が競合することはできないため1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H23.5.19	島原振興局建設部積算技術業務委託	17,871,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格の算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
7	島原振興局	建設部 河港課	H23.5.20	みのつる川地域自立・活性化交付金交付金工事他(監督補助業務委託)	11,529,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工/ウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
8	島原振興局	建設部 河港課	H23.6.1	島原振興局管内港湾事業(監督補助業務委託)	12,810,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工/ウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.6.22	三会原第2地区換地 計画等事務委託	4,508,000	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、三会原土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
10	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.6.24	原尾地区換地計画等 事務委託	13,953,000	南島原市有家町大苑12 原尾土地改良区 理事長 池田良成	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、原尾土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
11	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.6.24	大苑地区換地計画等 事務委託	1,001,000	南島原市有家町大苑12 大苑土地改良区 理事長 渡部清親	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、大苑土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.6.24	宇土山地区換地計画 等事務委託	2,395,000	島原市宇土町乙928 宇土山土地改良区 理事長 吉永 忠	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、宇土山土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
13	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H23.6.24	大苑地区埋蔵文化財 発掘調査業務委託	1,140,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
14	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H23.6.24	原尾地区埋蔵文化財 発掘調査業務委託	10,450,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	島原振興局	建設部 用地課	H23.5.9	土地勘定評価及び残 地補償業務	1,265,250	諫早市永昌東町19-28-305 未来補償鑑定 石橋孝作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産鑑定評価を行うことができる者は、不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3項に規定する者に限定され、その報酬額は国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(昭和54年7月27日土木部長通知)」により定められている。</li> <li>・不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視されるため用地取得価格の適正を左右することから、より高度の信頼性が求められている。</li> <li>・公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</li> <li>・このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることがより信頼性の高い鑑定評価額を得られる。</li> <li>・未来補償鑑定は、公示価格等の鑑定実績があり、今回鑑定する雲仙市愛野町周辺の事情に詳しく、過去に鑑定実績もあることから、信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</li> <li>・以上により、本業務の性質及び目的が競争入札に適しないため、未来補償鑑定と随意契約を行う。</li> </ul>	第167条の2 第1項 第2号
16	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.7.1	八斗木地区換地計画 等事務委託	4,594,000	雲仙市国見町土黒甲1079 八斗木土地改良区 理事長 栗原 實	<p>当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、八斗木土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H23.7.7	宇土山地区区画整理 実施設計業務委託	13,125,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連合 会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び86土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。</li> <li>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下「面工事業」という。)は、受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。</li> <li>・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない。</li> </ul> <p>本業務において、土改連の性格、県が土改連に委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。 競争入札に付した場合、個人情報等の公開を伴う可能性が高い。 また、同地区の実情に精通し内容を熟知している。 以上により、土改連を契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号
18	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H23.8.19	八斗木地区区画整理 基本設計業務委託	3,990,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連合 会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。</li> <li>・換地を伴う事業(以下「面工事業」という。)は、受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。</li> <li>・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない。</li> </ul> <p>本業務において、土改連の性格、県が土改連に委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。 競争入札に付した場合、個人情報等の公開を伴う可能性が高い。 以上により、土改連を契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号



平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H23.9.26	加津佐西部地区換地 計画等事務委託	4,937,000	南島原市加津佐町己2792-7 加津佐西部土地改良区 理事長 門畑 忠	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、加津佐西部土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
20	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H23.9.30	一般国道251号橋梁 整備工事(橋梁足場 維持管理撤去)	16,380,000	長崎市大黒町9-22 (株)大島造船所長崎営業所 所長 小川 泰生	現在の橋梁足場は、H22.10.14付け契約の一般国道251号橋梁整備工事(宮添高架橋上部工)において(株)大島造船所が設置したものであるが、平成23年10月1日より、一般国道251号橋梁整備工事(宮添高架橋床版工)[H23.8.8付け契約]においても、その橋梁足場を継続して使用するものである。 本工事は、橋梁足場の維持管理、賃貸借及び撤去を行うものであるが、本橋梁足場は(株)大島造船所が建設資材リース会社から賃貸借しているリース物件として占有していることから他者が競合することはできないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
21	島原振興局	管理部 総務課	H23.4.1	駐車場賃貸借契約 (総合庁舎来客用)	1,440,000	個人のため非開示	局の近隣で来客用駐車場として必要な適度な広さをもった物件が他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
22	島原振興局	管理部 総務課	H23.4.1	島原振興局総合庁舎 宿日直業務委託	3,065,128	個人のため非開示	宿日直業務には、庁舎の管理以外にも気象警報発表時の緊急連絡等の重要な業務が含まれており、契約相手方については面接等により実際の業務を行う個人の適性を判断する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.3.23	八斗木地区換地計画 等事務委託(その2)	6,455,000	雲仙市国見町土黒甲1079 八斗木土地改良区 理事長 栗原 實	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区に特定されている。土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。また、所有権や担保物権等の諸権利に係る業務を継続して行う必要があり、当事者である農業者(土地改良区)に換地業務全体を委託するほうがより適している。よって、八斗木土地改良区を契約相手として特定し随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号
24	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H24.3.29	八斗木地区区画整理 実施設計業務委託	19,425,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連 合会 会長 宮本 正則	・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。 ・換地を伴う事業(以下「面工事業」という。)は、受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 ・面工事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない。 本業務において、土改連の性格、県が土改連に委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。 競争入札に付した場合、個人情報等の公開を伴う可能性が高い。 以上により、土改連を契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号